昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日は、休日がときにあたるときは、その翌日）

目次

◇告示　争議行為を行う旨の通知

告示

鳥取県告示第千二十三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、全国労災病院労働組合山陰支部支部長長尾しのぶから争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事　石破二朗

一　事件

㈠　深夜勤務者の増員の要求に関する件

㈡　その他　手術室、外来勤務者の当番、待機の廃止等労働条件改善の要求に関する件

二　日時

昭和四十八年十二月二十一日午前八時三十分からこの事件が解決する日まで

三　場所

山陰労災病院に勤務する組合員の所属する全職場（米子市）

四　概要

あらゆる形の争議行為を実施する。